

埼玉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.6E+0	9.5E+1	97.0
64	エトフェンプロックス	9.0E+1	3.7E+1	2.3E+1	7.4E+1	223.8
117	テブコナゾール				7.6E+0	7.6
139	トラロメトリン			2.2E+1	5.7E+0	28.1
140	フェンプロパトリン			1.1E+1		10.6
153	テトラメトリン	9.7E+2	2.0E+1	8.7E+2	2.9E-1	1,864.7
181	ジクロロベンゼン	2.1E+3	5.5E+2			2,613.7
225	トリクロルホン		1.9E+1			18.8
248	ダイアジノン		2.0E+0			2.0
251	フェニトロチオン		5.0E+2	1.3E+1		510.5
252	フェンチオン	2.1E+1	1.8E+2	2.1E+1		225.2
256	デカン酸				1.1E+1	11.0
350	ペルメトリン	1.2E+2	1.0E+2	7.3E+1	1.6E+2	450.3
405	ほう素化合物		2.0E-1	2.0E+2	3.4E+0	205.7
427	カルバリル			7.6E+2		764.7
428	フェノブカルブ			4.9E+2	4.2E+2	914.9
457	ジクロールボス	4.4E+2	1.8E+3			2,235.9
合 計		3.7E+3	3.2E+3	2.5E+3	7.7E+2	10184.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等